

26 高教福第 1417 号
平成 27 年 3 月 10 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高 知 県 教 育 長

職員がスポーツ大会に参加する場合における職務に専念する義務の特例について（通知）

職員がスポーツ競技大会に参加する場合における服務については、職務に専念する義務の特例に関する規則第 3 条の規定による各任命権者からの協議に対し、高知県人事委員会から適当であるとの回答（別添 1 参照。平成 4 年 12 月 22 日付け 4 高人委第 235 号）がされているところですが、このたび、その取扱いについて、同委員会事務局長から別添 2 のとおり、その詳細な内容の通知がありました。

つきましては、貴管内の学校に周知するとともに、適切な取り扱いをしていただきますようお願いいたします。

○職務に専念する義務の免除取扱について

(平成4年12月22日)
4高人委第235号承認

職員がスポーツ競技大会に監督、コーチ、マネージャー、選手として参加する場合の職務専念義務免除の理由及び適用範囲

本県では、県政課題の1つとして、次代の県土の発展を担うたくましい人づくりのため県民スポーツ振興を掲げ、振興の基盤造りと競技力の向上に努めていますが、一定競技レベルにある県民が、積極的に国内外の各種大会に参加し、高水準の競技力に触れ自らの技術を磨く一方、そこで得た知識経験を県内のスポーツの振興に還元していくことが、有効な方策の一つとなります。

しかしながら、社会人である県民が各種スポーツ競技大会に選手等として参加するにあたって最も障害となるのが大会等への参加に要する時間の捻出であり、特に、大会の規模によっては、長期にわたる場合もあり、折角の技術力向上の機会を逸することもあります。

県職員が、その所属はどうあれ、県民スポーツの振興という県政施策の推進に関わりを持って行くことは、県としても望ましいと考えられ、一定規模の大会に参加するにあたって必要とする期間について、以下の適用範囲で職務専念義務を免除することとしたい。

なお、平成4年4月には財団法人高知県体育協会から、県職員である選手の世界レベルの大会参加について職務専念義務免除の取扱いを行うよう要望がっております。

職務専念義務免除の具体的適用範囲

1 大会の規模

(1) 国際的規模の大会

オリンピック、世界選手権大会、アジア大会、パラリンピック等(プレ大会を含む。)

*国際親善大会、エキシビジョン等については、大会規模、趣旨等を勘案して、個々の事例ごとに貴委員会に協議して決定する。

(2) 全国規模の大会

国民体育大会、全国身体障害者スポーツ大会、及びこれらに準じる全国規模の大会。

*西日本大会、中四国大会等は当対象外とする。また、全国スポーツ・レクリエーション大会は、他県の動向も見て今後の検討課題とする。

2 競技種別

国民体育大会、全国身体障害者スポーツ大会の正式競技種目、及びこれらに準じる競技種目※

*公開競技種目、デモンストレーション行事等は、対象外とする。

3 職務専念義務免除の対象範囲

本県(日本)代表としての、大会への参加及び強化合宿、合同練習等当該大会参加のために直接関連があると認められる必要期間とする。

4 主催、後援等

国、地方公共団体又は全国的な公共的団体が主催、後援等の関与を行う公式の大会で

あること。

※「準じる競技種目」については、各任命権者限りで個別に判断し、承認できる(人事課解釈)